

持出・複写禁止

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 愛桂会
介護老人保健施設 ひばりの里

平成 29 年 4 月 1 日 施行

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛桂会（以下「法人」という。）の定款8条及び22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤の理事 理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員 役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (6) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対して、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対しては、報酬を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 24 日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、繰上げ支給）
- (2) 賞与 毎年 7 月及び 12 月
- (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡による退職後 3 か月以内
 - 2 非常勤の役員及び評議員に対しては、報酬は支給しない。
 - 3 報酬等は、現金により本人(死亡により退任した者の退職手当にあっては、その法定相続人)に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除が必要な額及び本人から申出のあった立替金、積立金等の額を控除して支給する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する
- 4 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する

(端数の処理)

第 7 条 この規程により計算した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、50 銭未満の端数はその全額を切り捨てるものとし、50 銭以上の端数はその全額を 1 円として計算するものとする。

(費用)

第 8 条 役員等が業務の用に資する場合には、賃金規程に基づき、旅費及び日当を支給する。

(公表)

第 9 条 社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第 10 条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

常勤の理事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 100 万円
業務執行理事	月額 80 万円
理事	月額 50 万円

別表第 2 (第 4 条関係)

常勤の理事の賞与

区 分	賞与の額
7 月の賞与	報酬月額×2 か月分
12 月の賞与	報酬月額×2 か月分

別表第 3 (第 4 条関係)

常勤の理事の退職手当

最終報酬月額×在任年数

(注)在任年数は 1 年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 月未満は 1 月とする。